

# 議 案 参 考 資 料

令和5年12月 定例会

(目 次)

|   |       |
|---|-------|
| ○大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正概要（第110号議案関係）   | ( 1 ) |
| ○大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（新旧対照表）（第110号議案関係） | ( 3 ) |
| ○一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例の改正概要（第111号議案関係）                                  | ( 5 ) |
| ○一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第111号議案関係）   | ( 6 ) |
| ○一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第111号議案関係）   | ( 8 ) |
| ○市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）（第111号議案関係）  | (10)  |
| ○市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）（第111号議案関係）  | (11)  |
| ○大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正概要（第112号議案関係）   | (12)  |
| ○大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（新旧対照表）（第112号議案関係）                                       | (13)  |
| ○大村市税条例及び大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の改正概要（第113号議案関係）                                    | (15)  |
| ○大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）（第113号議案関係）  | (16)  |
| ○大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第113号議案関係）                                   | (17)  |
| ○大村市道路占用料等徴収条例（新旧対照表）（附則第3項関係）（第113号議案関係）   | (19)  |

|   |      |
|---|------|
| ○大村市公共下水道事業受益者負担に関する条例（新旧対照表）（附則第4項<br>関係）（第113号議案関係）         | （20） |
| ○大村市農業集落排水事業分担金徴収条例（新旧対照表）（附則第5項関係）<br>（第113号議案関係）            | （21） |
| ○大村市後期高齢者医療に関する条例（新旧対照表）（附則第6項関係）（第<br>113号議案関係）              | （22） |
| ○新大村駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例（新旧対照表）（附則第<br>7項関係）（第113号議案関係）       | （23） |
| ○大村市印鑑登録及び証明に関する条例の改正概要（第114号議案関係）                            | （24） |
| ○大村市印鑑登録及び証明に関する条例（新旧対照表）（第114号議案関係）                          | （25） |
| ○大村市国民健康保険条例の改正概要（第115号議案関係）                                  | （26） |
| ○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第115号議案関係）                                | （27） |
| ○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定<br>める条例（新旧対照表）（第116号議案関係） | （30） |
| ○大村市道路占用料等徴収条例（新旧対照表）（第117号議案関係）                              | （32） |
| ○大村市営住宅条例（新旧対照表）（第118号議案関係）                                   | （37） |
| ○大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧（第119号議案関係）                             | （39） |
| ○放虎原小学校位置図（第119号議案関係）   | （41） |
| ○放虎原小学校配置図（第119号議案関係）   | （42） |
| ○放虎原小学校平面図（第119号議案関係）   | （43） |
| ○入札結果（大村市立放虎原小学校1棟長寿命化改良建築工事）（第119号<br>議案関係）                  | （44） |
| ○よし川位置図（第120号議案関係）  | （45） |
| ○よし川平面図（第120号議案関係）  | （46） |
| ○入札結果（よし川防潮堰躯体工事）（第120号議案関係）                                  | （47） |
| ○梶ノ尾1号橋位置図（第121号議案関係）   | （48） |
| ○梶ノ尾1号橋平面図・側面図（第121号議案関係）                                     | （49） |

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正概要（第110号議案関係）

1 改正の理由及び内容

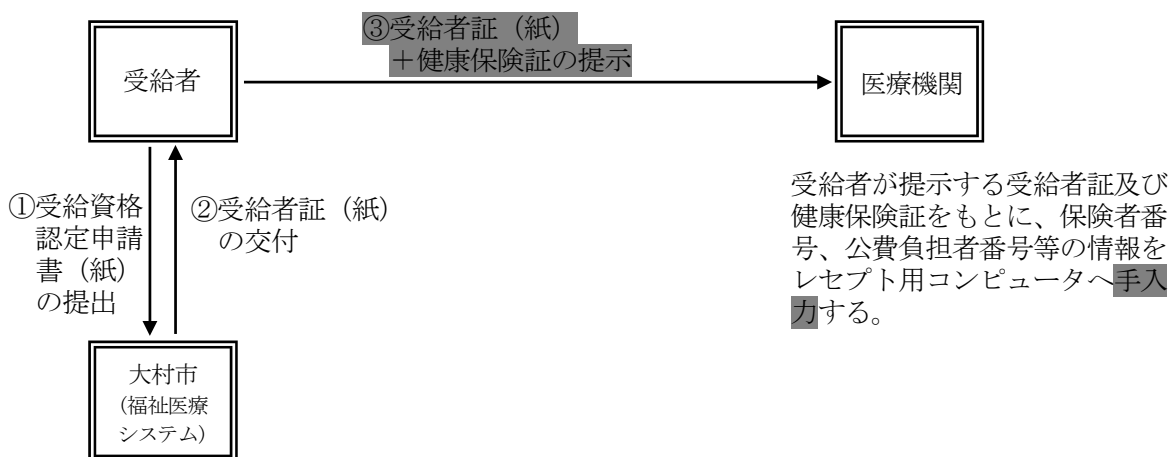
(1) 個人番号の独自利用事務の追加（別表第1関係）

福祉医療費の支給に関する事務において個人番号を利用するため、本市が独自で個人番号を利用する事務に「福祉医療費の支給に関する事務」を追加する。

※福祉医療費の支給に関する事務…子どもに係る福祉医療費分を想定

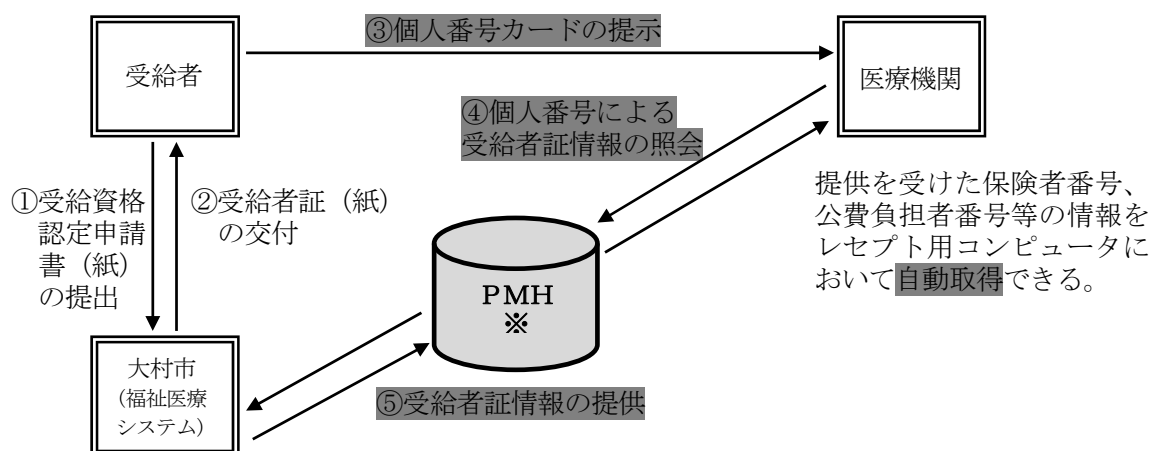
<福祉医療費の支給に関する事務手続の流れ>

【現在】



【改正後】

上記の事務手続に加えて、子どもに係る福祉医療費については、下記の事務手続が可能となる。対象医療機関については、令和5年度及び令和6年度は市内2か所を想定



※PMH…デジタル庁が開発する自治体・医療機関のデータを連携するシステム

(2) 所要の条文整理（第2条及び第4条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の条文整理を行う。

## 2 施行期日

(1) 公布の日（1の(1)）

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日（1の(2)）

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（新旧対照表）

| 改正後  | 改正前 |    |      |   |  |    |    |      |   |
|--|-----|----|------|---|--|----|----|------|---|
| <p>(定義)<br/>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br/>(1)～(4) 略<br/>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。<br/>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)<br/>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 略<br/>3 市長又は教育委員会は、特定個人情報利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができ、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受け、この限りではない。<br/>4 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1396 1086 1476 2027"> <tr> <td>機関</td> <td>事務</td> </tr> <tr> <td>1 市長</td> <td>略</td> </tr> </table> | 機関  | 事務 | 1 市長 | 略 | <p>(定義)<br/>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br/>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)<br/>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 略<br/>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受け、この限りではない。<br/>4 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1396 100 1476 1041"> <tr> <td>機関</td> <td>事務</td> </tr> <tr> <td>1 市長</td> <td>略</td> </tr> </table> | 機関 | 事務 | 1 市長 | 略 |
| 機関   | 事務  |    |      |   |  |    |    |      |   |
| 1 市長   | 略   |    |      |   |  |    |    |      |   |
| 機関   | 事務  |    |      |   |  |    |    |      |   |
| 1 市長   | 略   |    |      |   |  |    |    |      |   |

| 改正後  | 改正前              |
|--|------------------|
| <p>2 市長</p> <p>大村市福祉医療費の支給に関する条例（昭和48年大村市条例第3号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるものの</p> <p>3 教育委員会 略</p> | <p>2 教育委員会 略</p> |

一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例  
の改正概要（第111号議案関係）

1 給与改定内容

国家公務員等の例により、次のとおり給与改定を行う。

(1) 月例給

若年層に重点を置いて給料表の改定（平均1.37%の増）を行う。

(2) 期末勤勉手当

支給月数を次のとおり改定する。

|     |          |    | 6月期          | 12月期            | 合計             |
|-----|----------|----|--------------|-----------------|----------------|
| 一般職 | R5       | 期末 | 1.20月（支給済み）  | 1.25月（現行1.20月）  | 4.50月（現行4.40月） |
|     |          | 勤勉 | 1.00月（支給済み）  | 1.05月（現行1.00月）  |                |
|     | R6<br>以降 | 期末 | 1.225月       | 1.225月          | 4.50月          |
|     |          | 勤勉 | 1.025月       | 1.025月          |                |
| 特別職 | R5       | 期末 | 1.65月（支給済み）  | 1.75月（現行1.65月）  | 3.40月（現行3.30月） |
|     | R6<br>以降 | 期末 | 1.70月        | 1.70月           | 3.40月          |
| 再任用 | R5       | 期末 | 0.675月（支給済み） | 0.70月（現行0.675月） | 2.35月（現行2.30月） |
|     |          | 勤勉 | 0.475月（支給済み） | 0.50月（現行0.475月） |                |
|     | R6<br>以降 | 期末 | 0.6875月      | 0.6875月         | 2.35月          |
|     |          | 勤勉 | 0.4875月      | 0.4875月         |                |

2 実施時期

(1) 月例給                      令和5年4月1日

(2) 期末勤勉手当              令和5年12月期

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(期末手当)<br/>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員が在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、<b>「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</b></p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)<br/>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支</p> | <p>(期末手当)<br/>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、<b>「100分の67.5」とする。</b></p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)<br/>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> |



|   |  |
|---|--|
| <p>改正後</p>  | <p>改正前</p>   |
| <p>給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額<br/> (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の<br/> 勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.<br/> 5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額<br/> の総額<br/> 3～5 略</p> | <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の<br/> 勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額<br/> 3～5 略</p> |

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(期末手当)<br/>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日以前6か月以内の期間における当該職員が在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)<br/>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p> | <p>(期末手当)<br/>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員が在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)<br/>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>改正後</p>  | <p>改正前</p>  |
| <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の48.75 を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> | <p>給する場合には100分の105 を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50 を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> |

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とし、同条例第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p> | <p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とし、同条例第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p> |

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p> | <p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p> |

## 大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正概要（第112号議案関係）

### 1 改正の理由及び内容

国の非常勤職員との均衡を踏まえ、以下のとおり会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとする。

(改正前)

| 区分                     |      | 取扱い                  |
|------------------------|------|----------------------|
| フルタイム<br>会計年度任用<br>職員  | 期末手当 | 職員の例により支給（職員と同じ支給月数） |
|                        | 勤勉手当 | 支給なし                 |
| パートタイム<br>会計年度任用<br>職員 | 期末手当 | 職員の例により支給（職員と同じ支給月数） |
|                        | 勤勉手当 | 支給なし                 |



(改正後)

| 区分                     |      | 取扱い                  |
|------------------------|------|----------------------|
| フルタイム<br>会計年度任用<br>職員  | 期末手当 | 職員の例により支給（職員と同じ支給月数） |
|                        | 勤勉手当 | 職員の例により支給（職員と同じ支給月数） |
| パートタイム<br>会計年度任用<br>職員 | 期末手当 | 職員の例により支給（職員と同じ支給月数） |
|                        | 勤勉手当 | 職員の例により支給（職員と同じ支給月数） |

※ 基準日（6/1 及び 12/1）に在職する会計年度任用職員で、任期の定めが6月以上のものが対象

### 2 施行期日

令和6年4月1日

大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（新旧対照表）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 6月1日及び12月1日（<b>第24条</b>にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の2）においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第20条の規定により、期末手当を支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第15条の2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第21条の規定により勤勉手当を支給される職員の例により、勤勉手当を支給する。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条にお</p> | <p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 6月1日及び12月1日（<b>第24条</b>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第20条の規定により、期末手当を支給される職員の例により、期末手当を支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>いて同じ。)には、給与条例第20条の規定により期末手当を支給される職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第24条の2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第21条の規定により勤勉手当を支給される職員の例により、勤勉手当を支給する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 第2条から第24条の2までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、給与条例が適用される職員の給与との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。</p> | <p>じ。)には、給与条例第20条の規定により期末手当を支給される職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 第2条から第24条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、給与条例が適用される職員の給与との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。</p> |



## 大村市税条例及び大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の改正概要（第113号議案関係）

### 1 改正の理由

令和6年度から金融機関の窓口において督促手数料の確認事務が全て廃止されることを踏まえ、本市が直接当該事務を行う場合の事務負担や経費の増加（※）を勘案し、督促手数料を廃止するため、以下のとおり改正するものである。

※督促手数料の納付書の作成に係る事務及び納付書の送付に要する費用

### 2 改正の内容

以下の条例について、督促手数料に関する規定を削除する。

- (1) 大村市税条例（第1条関係）
- (2) 大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（第2条関係）
- (3) 大村市道路占用料等徴収条例（附則第3項関係）
- (4) 大村市公共下水道事業受益者負担に関する条例（附則第4項関係）
- (5) 大村市農業集落排水事業分担金徴収条例（附則第5項関係）
- (6) 大村市後期高齢者医療に関する条例（附則第6項関係）
- (7) 新大村駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例（附則第7項関係）

### 3 施行期日

令和6年4月1日

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><b>第14条 削除</b></p> | <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<b>督促手数料</b>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><b>(督促手数料)</b></p> <p><b>第14条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。</b></p> |

大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例 (新旧対照表) (第2条関係)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><b>大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例</b></p> <p>(督促状)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する本市の収入(以下「収入金」という。)を納期限(当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下同じ。)までに完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発する。</p> <p>2 略</p> <p>(延滞金)</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、<b>第2条第1項</b>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。</p> | <p><b>大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例</b></p> <p>(督促状)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する本市の収入(以下「収入金」という。)を納期限(当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下本項及び<b>第3条</b>において同じ。)までに完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発する。</p> <p>2 略</p> <p>(督促手数料)</p> <p><b>第2条</b> 督促状を発したときは、1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。</p> <p>(延滞金)</p> <p><b>第3条</b> 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、<b>第3条第1項</b>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>改正後</p>  | <p>改正前</p>  |
| <p>以下同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。</p> | <p>以下同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。</p> |

大村市道路占用料等徴収条例（新旧対照表）（附則第3項関係）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、本市が管理する道路(以下「道路」という。)の占用につき徴収する占用料の額及びその徴収方法並びにこれに係る延滞金の徴収に関する、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(占用料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 占用料の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、占用料の徴収については、<b>大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例</b>(昭和27年大村市条例第22号)の定めるところによる。この場合において、同条例<b>第1項及び附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。</b></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、本市が管理する道路(以下「道路」という。)の占用につき徴収する占用料の額及びその徴収方法並びにこれに係る<b>督促手数料及び延滞金の徴収</b>に関する、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(占用料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 占用料の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、占用料の徴収については、<b>大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例</b>(昭和27年大村市条例第22号)の定めるところによる。この場合において、同条例<b>第3条及び附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。</b></p> |

大村市公共下水道事業受益者負担に関する条例（新旧対照表）（附則第4項関係）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(延滞金)<br/>           第10条 負担金の延滞金については、大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。</p> | <p>(督促手数料及び延滞金)<br/>           第10条 負担金の督促手数料及び延滞金については、大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、同条例第3項中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、同条例附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」と、「年7.3パーセント」と読み替えるものとする。</p> |

大村市農業集落排水事業分担金徴収条例（新旧対照表）（附則第5項関係）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(延滞金)<br/>           第10条 分担金の延滞金については、大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。</p> | <p>(督促手数料及び延滞金)<br/>           第10条 分担金の督促手数料及び延滞金については、大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、同条例第3項中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、同条例附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」と、「年7.3パーセント」と読み替えるものとする。</p> |

大村市後期高齢者医療に関する条例（新旧対照表）（附則第6項関係）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(延滞金)<br/>                     第5条 保険料の延滞金については、大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。</p> | <p>(督促手数料及び延滞金)<br/>                     第5条 保険料の督促手数料及び延滞金については、大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。</p> |



新大村駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例（新旧対照表）（附則第7項関係）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(延滞金)<br/>           第30条 施行者は、法第110条第3項の規定により督促をした場合は、延滞金を徴収する。<br/>           2 清算金の延滞金については、大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第1項及び附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年10.75パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年5.37パーセント」と読み替えるものとする。</p> | <p>(督促手数料及び延滞金)<br/>           第30条 施行者は、法第110条第3項の規定により督促をした場合は、督促手数料及び延滞金を徴収する。<br/>           2 清算金の督促手数料及び延滞金については、大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年10.75パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年5.37パーセント」と読み替えるものとする。</p> |

## 大村市印鑑登録及び証明に関する条例の改正概要（第114号議案関係）

### 1 改正の理由及び内容

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、移動端末設備（以下「スマートフォン」という。）に個人番号カードの電子証明書と同等のものを記録することが可能となったことから、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、現行の個人番号カードを使用して行う方法に加え、スマートフォンを使用して行う方法を追加する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機のカード置場に個人番号カードを置き、当該多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請する。 | コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機のカード置場に個人番号カード又はスマートフォンを置き、当該多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請する。 |

### 2 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

大村市印鑑登録及び証明に関する条例（新旧対照表）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)<br/>           第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、個人番号カードで電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用利用者証明書（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）で電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明書（電子署名等が記録されているものを使用し、暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項又は第59条の3第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。）</p> | <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)<br/>           第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、個人番号カードを使用して暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> |

# 大村市国民健康保険条例の改正概要（第115号議案関係）

## 1 改正の理由及び内容

地方税法の改正に伴い、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る産前産後期間の国民健康保険税（以下「保険税」という。）について減額措置を設ける。

※産前産後期間…出産の予定日（出産した場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間をいう。

<減額措置の対象となる保険税>

- ① 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額及び被保険者均等割額
- ② 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額及び被保険者均等割額
- ③ 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額及び被保険者均等割額

<減額措置の対象となる期間>

【単胎の場合】

| a-3月 | a-2月 | a-1月      | a月        | a+1月      | a+2月      | a+3月 |
|------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
|      |      | 保険税<br>減額 | 保険税<br>減額 | 保険税<br>減額 | 保険税<br>減額 |      |

△

出産予定月

【多胎の場合】

| a-3月      | a-2月      | a-1月      | a月        | a+1月      | a+2月      | a+3月 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| 保険税<br>減額 | 保険税<br>減額 | 保険税<br>減額 | 保険税<br>減額 | 保険税<br>減額 | 保険税<br>減額 |      |

△

出産予定月

※令和5年度においては、産前産後期間が令和6年1月以降の月を含む出産被保険者について、令和6年1月以降の月の保険税を減額措置の対象とする。

## 2 施行期日

令和6年1月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

| 改正後  | 改正前                                |
|--|------------------------------------|
| <p>(保険税の減額)<br/>第25条 略<br/>2 略</p> <p>3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額<br/>当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合）にあっては、出産の日。第26条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあっては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額<br/>当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあっては、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税</p> | <p>(保険税の減額)<br/>第25条 略<br/>2 略</p> |

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p>第26条の3 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しな<br/>ければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続<br/>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法<br/>律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番<br/>号をいう。次号において同じ。）</p> |     |

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <p>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</p> <p>(3) 出産の予定日</p> <p>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</p> <p>(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにするべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</p> |     |

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</p> <p>この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に係る法第19条第3項及び第7条第2項を除く。」の規定を適用する。</p> | <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</p> <p>この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に係る法第19条第3項及び第7条第2項を除く。」の規定を適用する。</p> |



|   |   |
|---|---|
| <p>改正後</p>  | <p>改正前</p>  |
| <p>ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第2項第2号第1号に掲げる小学校就学前子どもに掲げる額は「法第27条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> | <p>掲げる小学校就学前子どもとの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> |

大村市道路占用料等徴収条例（新旧対照表）

| 改正後                 |                       | 改正前              |         |
|---------------------|-----------------------|------------------|---------|
| 別表（第2条関係）           |                       | 別表（第2条関係）        |         |
| 法第32条第1号に掲げる工<br>作物 | 占用物件                  | 単位               | 占用料（円）  |
| 法第32条第1号に掲げる工<br>作物 | 第1種電柱                 | 1本につき1年          | 570     |
|                     | 第2種電柱                 |                  | 870     |
|                     | 第3種電柱                 |                  | 1,200   |
|                     | 第1種電話柱                |                  | 510     |
|                     | 第2種電話柱                |                  | 810     |
|                     | 第3種電話柱                |                  | 1,100   |
|                     | その他の柱類                |                  | 51      |
|                     | 共架電線その他上空に設ける線類       | 長さ1メートルにつき1年     | 5       |
|                     | 地下に設ける電線その他の線類        |                  | 3       |
|                     |                       | 路上に設ける変圧器        | 1個につき1年 |
|                     | 地下に設ける変圧器             | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 300     |
|                     | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年          | 1,000   |
|                     | 郵便差出箱及び信書便差出箱         |                  | 420     |
|                     | 広告塔                   | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,800   |
|                     | その他のもの                | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,000   |
| 法第32条第1項            | 外径が0.07メートル未満のもの      | 長さ1メートルにつき1年     | 21      |

| 別表（第2条関係）           |                       | 別表（第2条関係）        |         |
|---------------------|-----------------------|------------------|---------|
| 法第32条第1号に掲げる工<br>作物 | 占用物件                  | 単位               | 占用料（円）  |
| 法第32条第1号に掲げる工<br>作物 | 第1種電柱                 | 1本につき1年          | 510     |
|                     | 第2種電柱                 |                  | 790     |
|                     | 第3種電柱                 |                  | 1,100   |
|                     | 第1種電話柱                |                  | 460     |
|                     | 第2種電話柱                |                  | 730     |
|                     | 第3種電話柱                |                  | 1,000   |
|                     | その他の柱類                |                  | 46      |
|                     | 共架電線その他上空に設ける線類       | 長さ1メートルにつき1年     | 5       |
|                     | 地下に設ける電線その他の線類        |                  | 3       |
|                     |                       | 路上に設ける変圧器        | 1個につき1年 |
|                     | 地下に設ける変圧器             | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 270     |
|                     | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年          | 910     |
|                     | 郵便差出箱及び信書便差出箱         |                  | 380     |
|                     | 広告塔                   | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,900   |
|                     | その他のもの                | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 910     |
| 法第32条第1項            | 外径が0.07メートル未満のもの      | 長さ1メートルにつき1年     | 19      |

| 改正後       |                           | 改正前                                      |                           |     |  |
|-----------|---------------------------|--|---------------------------|-----|--|
| 第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | 30                                       | 第2号に掲げる物件                 |     |  |
|           | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | 45                                       | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |     |  |
|           | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 61                                       | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |     |  |
|           | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  | 91                                       | 外径が0.2メートル未満のもの           |     |  |
|           | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  | 120                                      | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |     |  |
|           | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  | 210                                      | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  |     |  |
|           | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの    | 300                                      | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの    |     |  |
|           | 外径が1メートル以上のもの             | 610                                      | 外径が1メートル以上のもの             |     |  |
|           | 法第32条第1項第3号に掲げる施設         | 法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象とする導線その他の線類 | 地下に設けるもの                  | 3   |  |
|           |                           |  | その他のもの                    | 10  |  |
|           |                           | 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類               | 長さ1メートルにつき1年              | 810 |  |
|           |                           |  | 1本につき1年                   | 510 |  |
|           |                           |  | 占有面積1平方メートルにつき1年          | 300 |  |
| その他のもの    | 1,000                     |  |                           |     |  |

| 改正後                      |                          | 改正前            |                |
|--------------------------|--------------------------|----------------|----------------|
| 法第32条第1項第4号に掲げる施設        | 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設   | 1,000          | 910            |
| 占用面積1平方メートルにつき1年         | 占用面積1平方メートルにつき1年         | Aに0.004を乗じて得た額 | Aに0.005を乗じて得た額 |
| 地下街及び地下室                 | 地下街及び地下室                 | Aに0.006を乗じて得た額 | Aに0.008を乗じて得た額 |
| 階段が1のもの                  | 階段が1のもの                  | Aに0.007を乗じて得た額 | Aに0.01を乗じて得た額  |
| 階段が2のもの                  | 階段が2のもの                  | 900            | 930            |
| 階段が3以上のもの                | 階段が3以上のもの                | 540            | 560            |
| 上空に設ける通路                 | 上空に設ける通路                 | 1,000          | 910            |
| 地下に設ける通路                 | 地下に設ける通路                 | 18             | 19             |
| その他のもの                   | その他のもの                   | 180            | 190            |
| 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 180            | 190            |
| その他のもの                   | その他のもの                   | 180            | 190            |
| 看板（アーチであるものを除く。）         | 看板（アーチであるものを除く。）         | 180            | 190            |
| 一時的に設けるもの                | 一時的に設けるもの                | 1,800          | 1,900          |
| その他のもの                   | その他のもの                   | 810            | 730            |
| 標識                       | 標識                       | 18             | 19             |
| 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 180            | 190            |
| その他のもの                   | その他のもの                   | 180            | 190            |

| 改正後                          |                                  | 改正前                             |                  |                |
|------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|------------------|----------------|
| 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日の他の催しに際し、一時的に設けるもの          | その面積1平方メートルにつき1日                | 18               |                |
|                              |                                  | その面積1平方メートルにつき1月                | 180              |                |
|                              | アーチ                              | 車道を横断するもの                       | 1基につき1月          | 1,800          |
|                              |                                  |                                 | その他のもの           | 900            |
|                              | 令第7条第2号に掲げる工事用施設                 | その他のもの                          | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,000          |
|                              |                                  |                                 | その他のもの           | Aに0.031を乗じて得た額 |
|                              | 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 | その他のもの                          | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 180            |
|                              |                                  |                                 | その他のもの           | 100            |
|                              | 令第7条第8号に掲げる施設                    | トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。）に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.012を乗じて得た額 |
|                              |                                  |                                 |                  | Aに0.017を乗じて得た額 |
| Aに0.004を乗じて得た額               |                                  |                                 |                  |                |
| Aに0.006を乗じて得た額               |                                  |                                 |                  |                |
| Aに0.007を乗じて得た額               |                                  |                                 |                  |                |
| 令第7条第9号に掲げる建築物               | その他のもの                           | その他のもの                          | Aに0.025を乗じて得た額   |                |
|                              |                                  |                                 | Aに0.015を乗じて得た額   |                |
| 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日の他の催しに際し、一時的に設けるもの          | その面積1平方メートルにつき1日                | 19               |                |
|                              |                                  | その面積1平方メートルにつき1月                | 190              |                |
|                              | アーチ                              | 車道を横断するもの                       | 1基につき1月          | 1,900          |
|                              |                                  |                                 | その他のもの           | 930            |
|                              | 令第7条第2号に掲げる工事用施設                 | その他のもの                          | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 910            |
|                              |                                  |                                 | その他のもの           | Aに0.033を乗じて得た額 |
|                              | 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 | その他のもの                          | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 190            |
|                              |                                  |                                 | その他のもの           | 91             |
|                              | 令第7条第8号に掲げる施設                    | トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。）に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.016を乗じて得た額 |
|                              |                                  |                                 |                  | Aに0.023を乗じて得た額 |
| Aに0.005を乗じて得た額               |                                  |                                 |                  |                |
| Aに0.008を乗じて得た額               |                                  |                                 |                  |                |
| Aに0.001を乗じて得た額               |                                  |                                 |                  |                |
| 令第7条第9号に掲げる建築物               | その他のもの                           | その他のもの                          | Aに0.033を乗じて得た額   |                |
|                              |                                  |                                 | Aに0.016を乗じて得た額   |                |

| 改正前   | 改正後   |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
|---|---|----------------|------------------------|------------------------|----------------|----------------|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---|---|----------------|----------------|----------------|----------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 103 384 331">掲げる施設</td> <td data-bbox="304 103 384 331">掲げる施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 103 491 331">令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td data-bbox="384 103 491 331">令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 103 598 331">その他のもの</td> <td data-bbox="491 103 598 331">その他のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 103 678 331">トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td> <td data-bbox="598 103 678 331">トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 103 758 331">上空に設けるもの</td> <td data-bbox="678 103 758 331">上空に設けるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 103 837 331">その他のもの</td> <td data-bbox="758 103 837 331">その他のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 103 917 331">令第7条第12号に掲げる器具</td> <td data-bbox="837 103 917 331">令第7条第12号に掲げる器具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 103 997 331">トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの</td> <td data-bbox="917 103 997 331">トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="997 103 1077 331">上空に設けるもの</td> <td data-bbox="997 103 1077 331">上空に設けるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 103 1203 331">その他のもの</td> <td data-bbox="1077 103 1203 331">その他のもの</td> </tr> </table> | 掲げる施設   | 掲げる施設          | 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | その他のもの         | その他のもの         | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | 上空に設けるもの       | 上空に設けるもの       | その他のもの         | その他のもの         | 令第7条第12号に掲げる器具 | 令第7条第12号に掲げる器具 | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの | 上空に設けるもの       | 上空に設けるもの       | その他のもの         | その他のもの         | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 1081 384 1310">Aに0.011を乗じて得た額</td> <td data-bbox="304 1081 384 1310">Aに0.011を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1081 491 1310">Aに0.022を乗じて得た額</td> <td data-bbox="384 1081 491 1310">Aに0.022を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1081 598 1310">Aに0.011を乗じて得た額</td> <td data-bbox="491 1081 598 1310">Aに0.011を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1081 678 1310">Aに0.015を乗じて得た額</td> <td data-bbox="598 1081 678 1310">Aに0.015を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 1081 758 1310">Aに0.022を乗じて得た額</td> <td data-bbox="678 1081 758 1310">Aに0.022を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1081 837 1310">Aに0.031を乗じて得た額</td> <td data-bbox="758 1081 837 1310">Aに0.031を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1081 917 1310">Aに0.025を乗じて得た額</td> <td data-bbox="837 1081 917 1310">Aに0.025を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 1081 997 1310">Aに0.015を乗じて得た額</td> <td data-bbox="917 1081 997 1310">Aに0.015を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="997 1081 1077 1310">Aに0.022を乗じて得た額</td> <td data-bbox="997 1081 1077 1310">Aに0.022を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1081 1203 1310">Aに0.031を乗じて得た額</td> <td data-bbox="1077 1081 1203 1310">Aに0.031を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1203 1081 1283 1310">Aに0.031を乗じて得た額</td> <td data-bbox="1203 1081 1283 1310">Aに0.031を乗じて得た額</td> </tr> </table> | Aに0.011を乗じて得た額 | Aに0.011を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 | Aに0.011を乗じて得た額 | Aに0.011を乗じて得た額 | Aに0.015を乗じて得た額 | Aに0.015を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 | Aに0.031を乗じて得た額 | Aに0.031を乗じて得た額 | Aに0.025を乗じて得た額 | Aに0.025を乗じて得た額 | Aに0.015を乗じて得た額 | Aに0.015を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 | Aに0.031を乗じて得た額 | Aに0.031を乗じて得た額 | Aに0.031を乗じて得た額 | Aに0.031を乗じて得た額 |
| 掲げる施設   | 掲げる施設   |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場  | 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| その他のもの  | その他のもの  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの   | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの   |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| 上空に設けるもの  | 上空に設けるもの  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| その他のもの  | その他のもの  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| 令第7条第12号に掲げる器具  | 令第7条第12号に掲げる器具  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの   | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの   |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| 上空に設けるもの  | 上空に設けるもの  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| その他のもの  | その他のもの  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.011を乗じて得た額  | Aに0.011を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.022を乗じて得た額  | Aに0.022を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.011を乗じて得た額  | Aに0.011を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.015を乗じて得た額  | Aに0.015を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.022を乗じて得た額  | Aに0.022を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.031を乗じて得た額  | Aに0.031を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.025を乗じて得た額  | Aに0.025を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.015を乗じて得た額  | Aに0.015を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.022を乗じて得た額  | Aに0.022を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.031を乗じて得た額  | Aに0.031を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.031を乗じて得た額  | Aに0.031を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
|   | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 1081 384 1310">Aに0.012を乗じて得た額</td> <td data-bbox="304 1081 384 1310">Aに0.012を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1081 491 1310">Aに0.023を乗じて得た額</td> <td data-bbox="384 1081 491 1310">Aに0.023を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1081 598 1310">Aに0.012を乗じて得た額</td> <td data-bbox="491 1081 598 1310">Aに0.012を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1081 678 1310">Aに0.016を乗じて得た額</td> <td data-bbox="598 1081 678 1310">Aに0.016を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 1081 758 1310">Aに0.023を乗じて得た額</td> <td data-bbox="678 1081 758 1310">Aに0.023を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1081 837 1310">Aに0.033を乗じて得た額</td> <td data-bbox="758 1081 837 1310">Aに0.033を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1081 917 1310">Aに0.033を乗じて得た額</td> <td data-bbox="837 1081 917 1310">Aに0.033を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 1081 997 1310">Aに0.016を乗じて得た額</td> <td data-bbox="917 1081 997 1310">Aに0.016を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="997 1081 1077 1310">Aに0.023を乗じて得た額</td> <td data-bbox="997 1081 1077 1310">Aに0.023を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1081 1203 1310">Aに0.033を乗じて得た額</td> <td data-bbox="1077 1081 1203 1310">Aに0.033を乗じて得た額</td> </tr> </table> | Aに0.012を乗じて得た額 | Aに0.012を乗じて得た額         | Aに0.023を乗じて得た額         | Aに0.023を乗じて得た額 | Aに0.012を乗じて得た額 | Aに0.012を乗じて得た額          | Aに0.016を乗じて得た額          | Aに0.016を乗じて得た額 | Aに0.023を乗じて得た額 | Aに0.023を乗じて得た額 | Aに0.033を乗じて得た額 | Aに0.033を乗じて得た額 | Aに0.033を乗じて得た額 | Aに0.033を乗じて得た額                                  | Aに0.016を乗じて得た額                                  | Aに0.016を乗じて得た額 | Aに0.023を乗じて得た額 | Aに0.023を乗じて得た額 | Aに0.033を乗じて得た額 | Aに0.033を乗じて得た額   |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.012を乗じて得た額  | Aに0.012を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.023を乗じて得た額  | Aに0.023を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.012を乗じて得た額  | Aに0.012を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.016を乗じて得た額  | Aに0.016を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.023を乗じて得た額  | Aに0.023を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.033を乗じて得た額  | Aに0.033を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.033を乗じて得た額  | Aに0.033を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.016を乗じて得た額  | Aに0.016を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.023を乗じて得た額  | Aに0.023を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| Aに0.033を乗じて得た額  | Aに0.033を乗じて得た額  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| 備考 略  | 備考 略  |                |                        |                        |                |                |                         |                         |                |                |                |                |                |                |   |   |                |                |                |                |  |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |

大村市営住宅条例（新旧対照表）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者）にあつては第3号及び第6号）の条件を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の(イ)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 略</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者）にあつては第3号及び第6号）の条件を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の(イ)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 略</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> |

|            |   |
|------------|---|
| <p>改正前</p> | <p>(2)～(6) 略<br/>2～4 略</p>                      |
| <p>改正後</p> | <p>起算して5年を経過していないもの<br/>(2)～(6) 略<br/>2～4 略</p> |



## 大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧

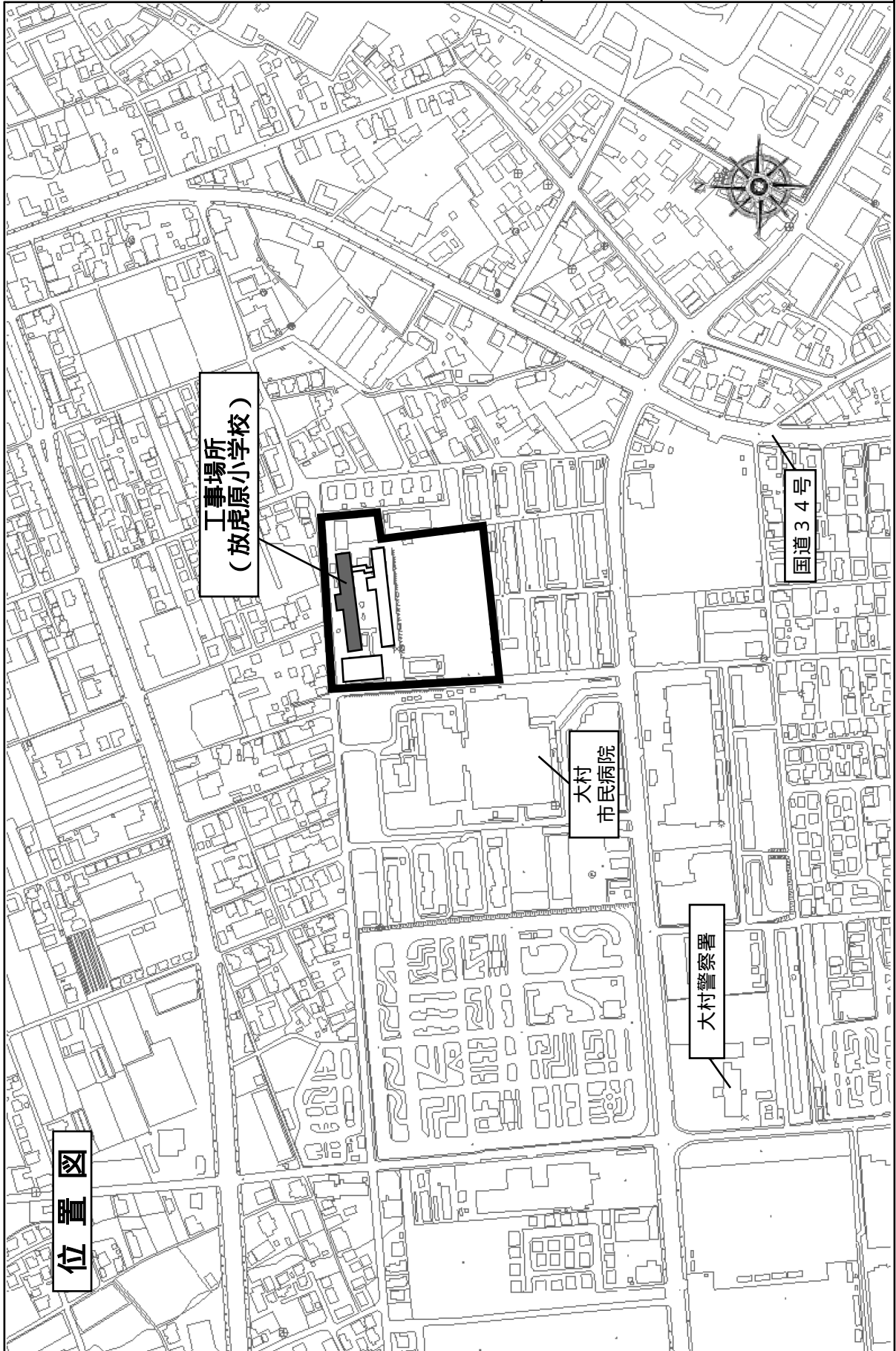
## ■中学校

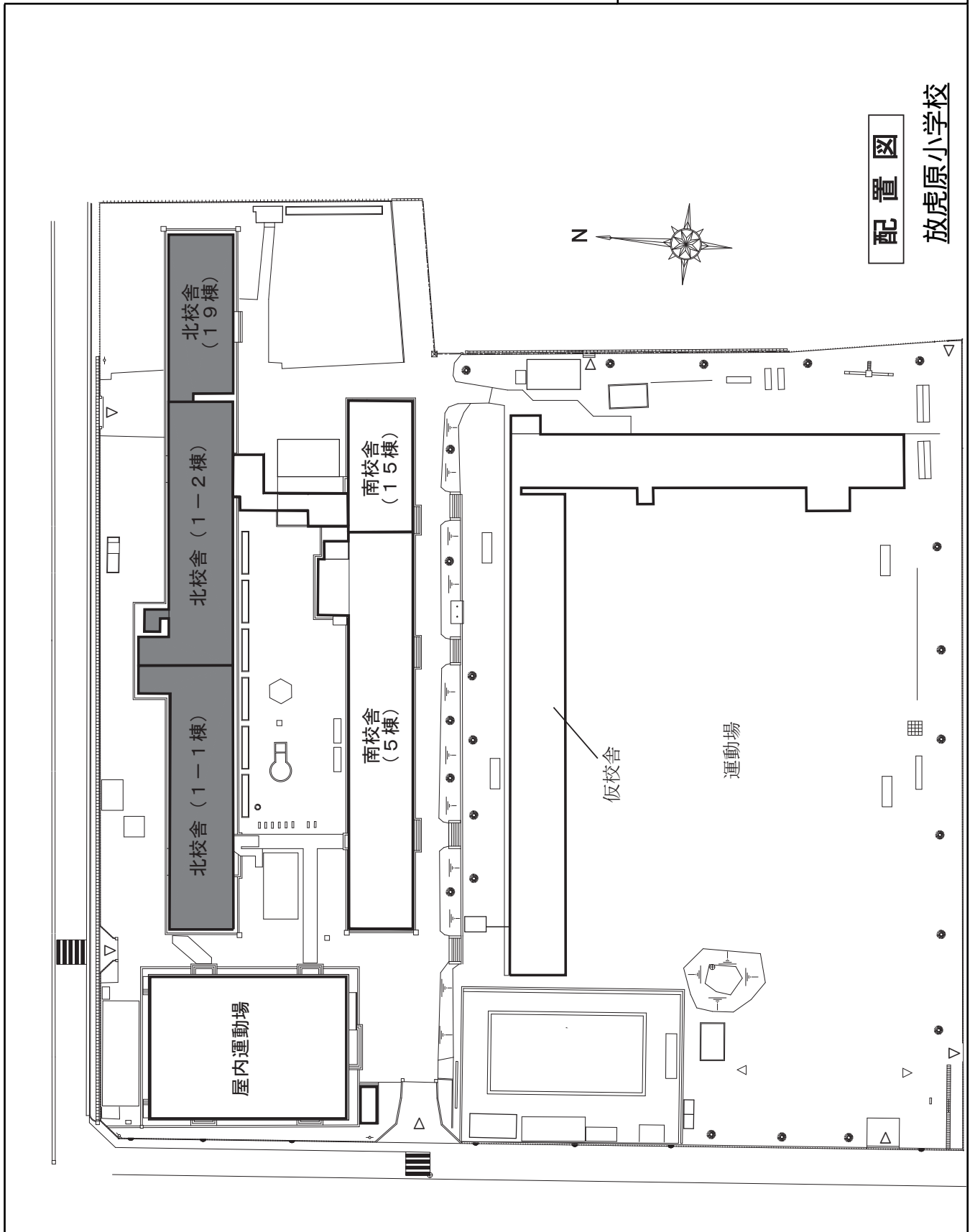
| 番号 | 学校名 | 工事名   | 契約金額 (円)    | 工事期間                      |
|----|-----|---|-------------|---------------------------|
| 1  | 西大村 | 屋内運動場改築建築工事   | 788,678,000 | 令和5年10月3日～<br>令和7年2月3日    |
|    |     | 令和11年以降 校舎(改築)<br>令和15年以降 武道場(長寿命化改修)   |             |                           |
| 2  | 郡   | 武道場大規模改造工事(屋内)ほか3件  | 86,675,600  | 令和5年6月28日～<br>令和6年2月27日ほか |
|    |     | 令和7年以降 屋内運動場(改築)<br>令和15年以降 校舎(改築及び大規模改造)   |             |                           |
| 3  | 玖島  | 令和6年以降 校舎(大規模改造)<br>令和9年以降 屋内運動場(改築)<br>令和14年以降 武道場(大規模改造)                                |             |                           |
| 4  | 大村  | 令和12年以降 校舎、屋内運動場(長寿命化改修)<br>令和15年以降 校舎の一部(長寿命化改修及び大規模改造)<br>武道場(大規模改造)                    |             |                           |
| 5  | 萱瀬  | 令和13年以降 屋内運動場(改築)   |             |                           |
| 6  | 桜が原 | 令和13年以降 校舎(長寿命化改修)<br>令和14年以降 屋内運動場(長寿命化改修)<br>令和15年以降 校舎の一部(長寿命化改修及び大規模改造)<br>武道場(大規模改造) |             |                           |

## ■小学校

| 番号 | 学校名 | 工事名                     | 契約金額 (円)      | 工事期間                      |
|----|-----|-------------------------|---------------|---------------------------|
| 1  | 福重  | 校舎改築建築工事                | 1,452,000,000 | 令和5年10月3日～<br>令和6年12月10日  |
|    |     | 校舎改築設備工事                | 223,531,000   |                           |
|    |     | 校舎改築電気工事                | 166,746,800   |                           |
|    |     | 令和15年以降予定 屋内運動場(改築)     |               |                           |
| 2  | 放虎原 | 長寿命化改良設備工事              | 212,575,000   | 令和5年10月3日～<br>令和6年12月13日  |
|    |     | 長寿命化改良電気工事              | 200,076,800   |                           |
|    |     | 南校舎棟長寿命化改良建築工事          | 502,700,000   | 令和5年10月3日～<br>令和6年11月29日  |
|    |     | 1棟長寿命化改良建築工事            | 443,135,000   | 令和5年12月26日～<br>令和6年12月13日 |
|    |     | 令和15年以降予定 校舎の一部(長寿命化改修) |               |                           |

|    |     |                         |                  |                          |
|----|-----|-------------------------|------------------|--------------------------|
| 3  | 鈴 田 | 大規模改造工事（屋内）<br>ほか4件     | 308,876,700      | 令和5年6月1日～<br>令和6年3月1日 ほか |
|    |     | 令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修） |                  |                          |
| 4  | 旭が丘 | 令和7年以降予定                | 校舎、屋内運動場（長寿命化改修） |                          |
| 5  | 三 城 | 令和7年以降予定                | 校舎（改築）           |                          |
|    |     | 令和15年以降予定               | 屋内運動場（改築）        |                          |
| 6  | 東大村 | 令和9年以降予定                | 校舎（長寿命化改修）       |                          |
|    |     | 令和10年以降予定               | 屋内運動場（長寿命化改修）    |                          |
| 7  | 富の原 | 令和9年以降予定                | 校舎、屋内運動場（長寿命化改修） |                          |
|    |     | 令和11年以降予定               | 校舎の一部（大規模改造）     |                          |
|    |     | 令和14年以降予定               | 校舎の一部（長寿命化改修）    |                          |
| 8  | 中 央 | 令和9年以降予定                | 校舎（改築）           |                          |
|    |     | 令和15年以降予定               | 屋内運動場（改築）        |                          |
| 9  | 大 村 | 令和11年以降予定               | 屋内運動場（改築）        |                          |
|    |     | 令和15年以降予定               | 校舎（改築及び大規模改造）    |                          |
| 10 | 黒 木 | 令和11年以降予定               | 屋内運動場（長寿命化改修）    |                          |
|    |     | 令和15年以降予定               | 校舎（長寿命化改修）       |                          |
| 11 | 萱 瀬 | 令和13年以降予定               | 校舎（改築）           |                          |
|    |     | 令和15年以降予定               | 屋内運動場（改築）        |                          |
| 12 | 西大村 | 令和15年以降予定               | 校舎、屋内運動場（改築）     |                          |
| 13 | 竹 松 | 令和15年以降予定               | 校舎（改築及び大規模改造）    |                          |
|    |     |                         | 屋内運動場（改築）        |                          |
| 14 | 松 原 | 令和15年以降予定               | 校舎、屋内運動場（改築）     |                          |
| 15 | 三 浦 | 令和15年以降予定               | 校舎、屋内運動場（改築）     |                          |





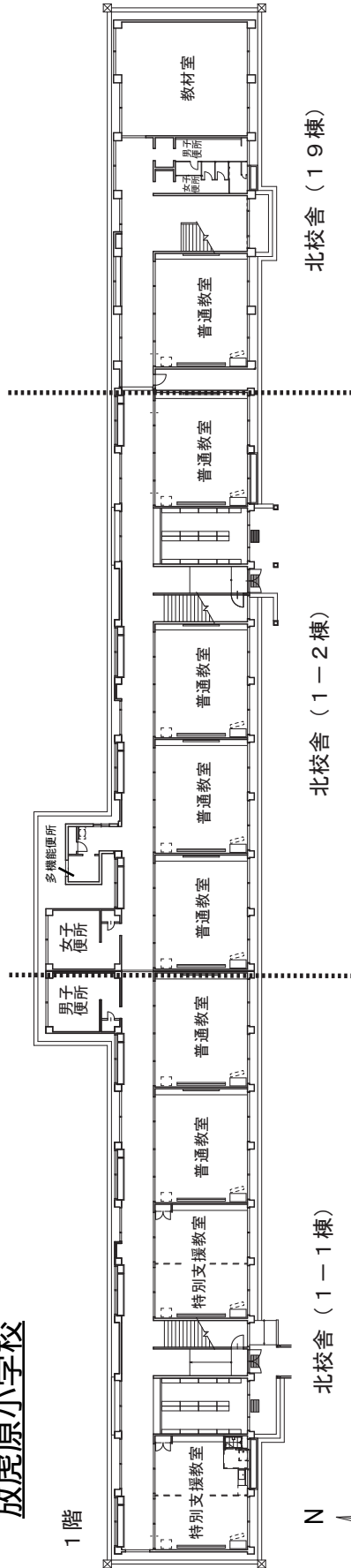
配置図

放虎原小学校

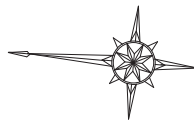
平面圖(北校舎)

放虎原小学校

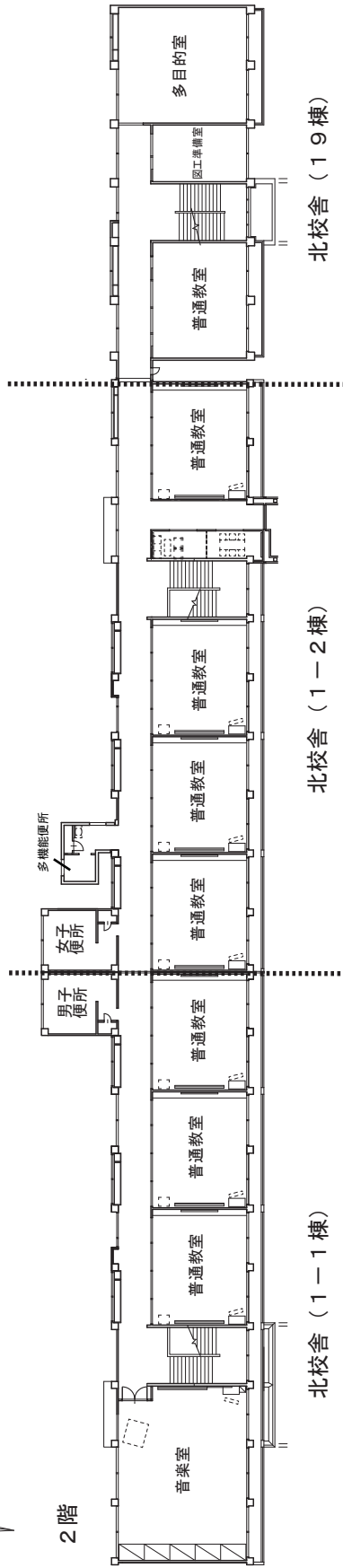
1階



N



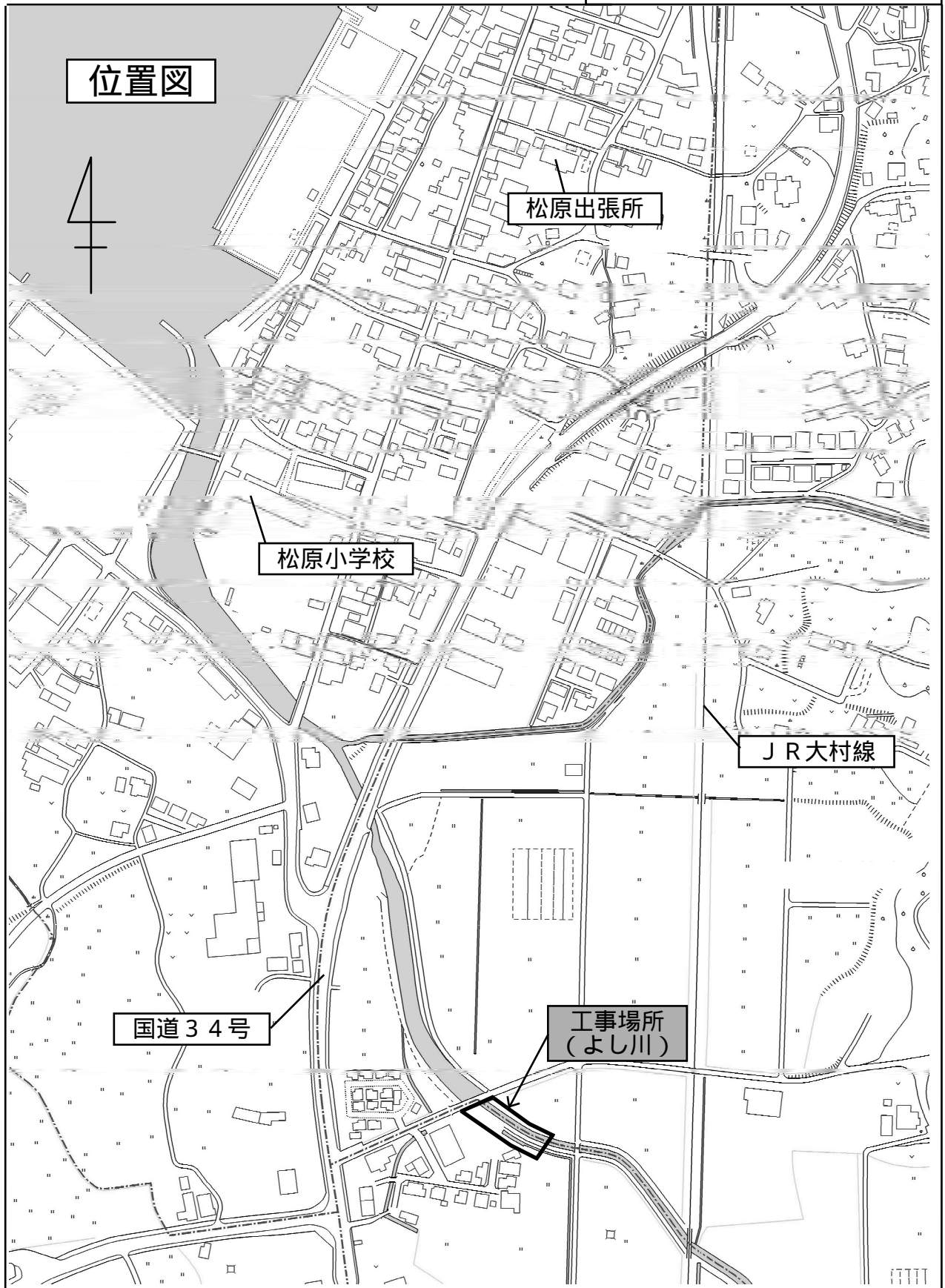
2階

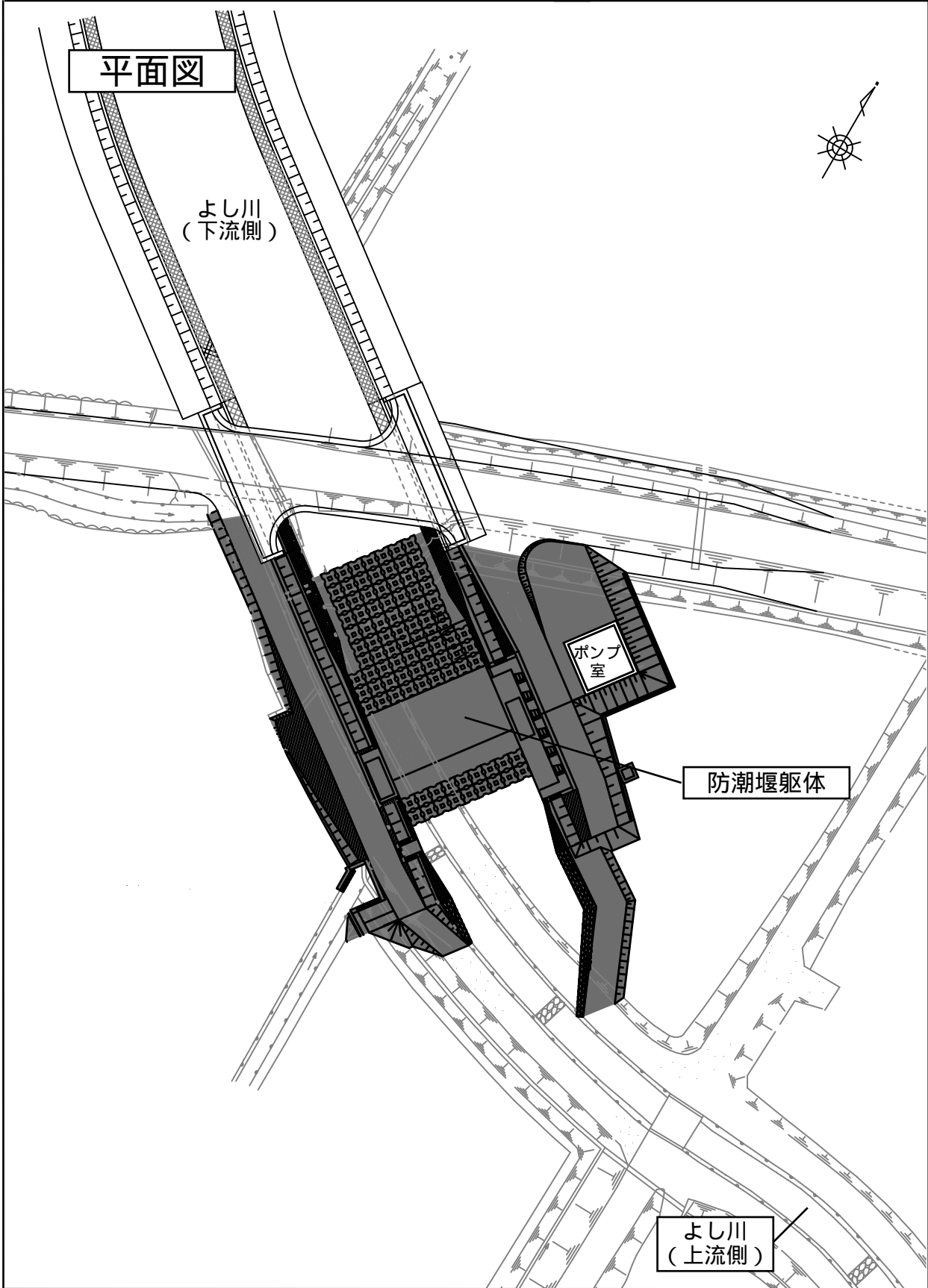


## 入札結果

| 工 事 名        | 大村市立放虎原小学校 1 棟長寿命化改良建築工事          |             |   |            |     |
|--------------|-----------------------------------|-------------|---|------------|-----|
| 開札日時         | 令和 5 年 9 月 2 9 日 (金) 午後 1 時 3 0 分 |             |   |            |     |
| 工事場所         | 大村市古賀島町 1 3 3 番地 2 5              |             |   |            |     |
| 設計額 (税込み)    | 457,743,000円                      |             |   |            |     |
| 予定価格(税込み)    | 457,743,000円                      |             |   |            |     |
| 予定価格(税抜き)    | 416,130,000円                      |             |   |            |     |
| 最低制限価格 (税抜き) | 385,757,000円                      |             |   |            |     |
| 決定金額(税抜き)    | 402,850,000円                      |             |   |            |     |
| No.          | 業者名                               | 第 1 回金額(円)  |   | 第 2 回金額(円) | 摘 要 |
| 1            | 高瀬・富永特定建設工事共同企業体                  | 402,850,000 | 1 |            | 落札  |

上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。







## 入札結果

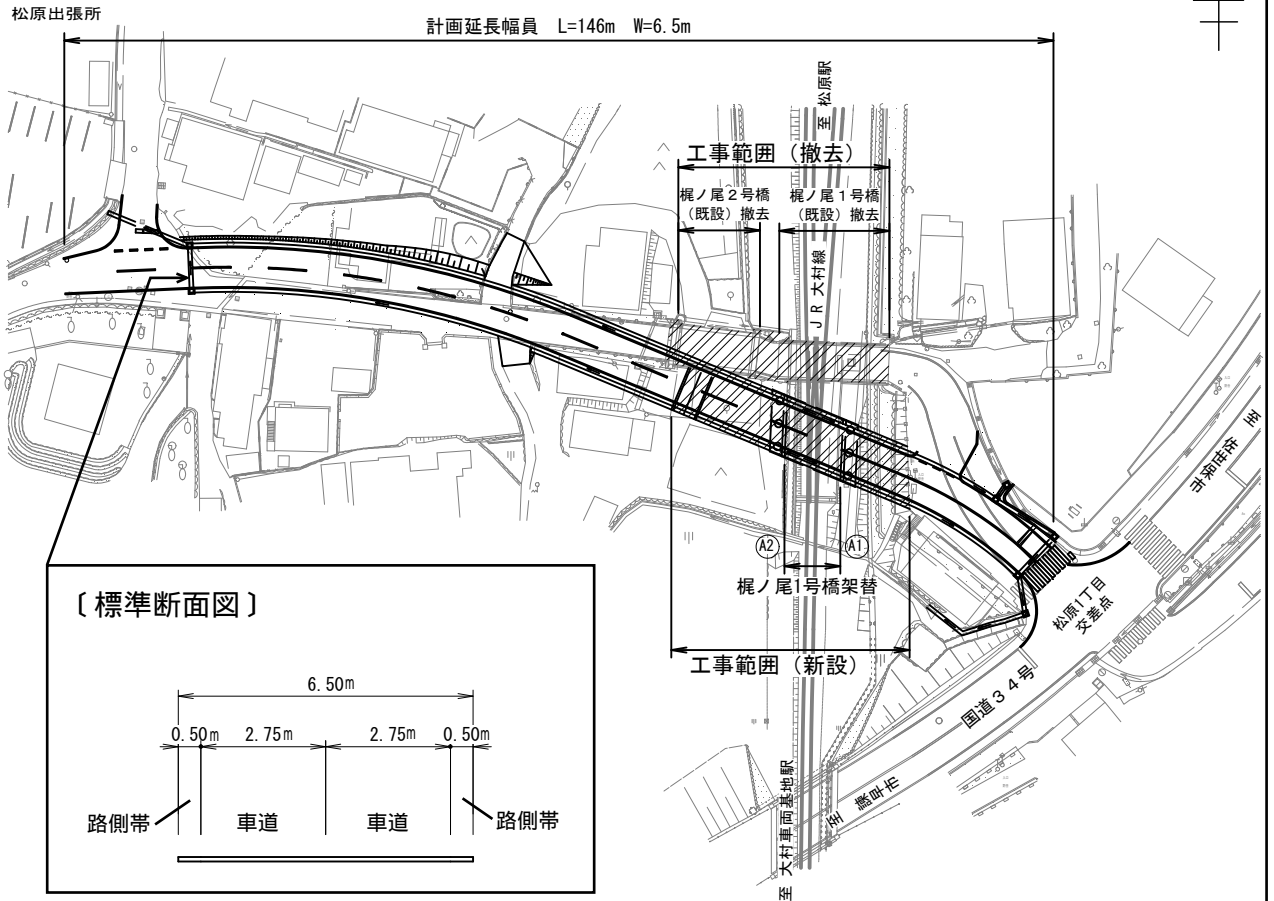
| 工 事 名       | よし川防潮堰躯体工事           |             |   |          |     |
|-------------|----------------------|-------------|---|----------|-----|
| 開札日時        | 令和5年9月29日（金） 午後1時40分 |             |   |          |     |
| 工事場所        | 大村市草場町他              |             |   |          |     |
| 設計額（税込み）    | 179,733,400円         |             |   |          |     |
| 予定価格（税込み）   | 179,733,400円         |             |   |          |     |
| 予定価格（税抜き）   | 163,394,000円         |             |   |          |     |
| 最低制限価格（税抜き） | 150,543,000円         |             |   |          |     |
| 決定金額（税抜き）   | 163,300,000円         |             |   |          |     |
| No.         | 業者名                  | 第1回金額(円)    |   | 第2回金額(円) | 摘 要 |
| 1           | 富士興産・柿山産業特定建設工事共同企業体 | 163,300,000 | 1 |          | 落札  |

上記決定金額に100分の10に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

位置図



平面図



側面図

